

# 地域再生計画

## 1. 地域再生計画の名称

里山の自然と人が共生する快適なふるさとまちづくり再生計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

滋賀県甲賀市

## 3. 地域再生計画の区域

甲賀市の区域の一部(水口町、甲南町及び信楽町)

## 4. 地域再生計画の目標

甲賀市は、水口町・土山町・甲賀町・甲南町・信楽町の5町が、平成16年10月1日に合併して誕生したまちである。滋賀県の東南部に位置し、面積は481.69平方キロメートルと県土の約12%を占めている。大阪・名古屋から100km圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流の拠点となっている。地形は、東に標高1,000mを越える鈴鹿山系を望む丘陵地で野洲川・杣川・大戸川に沿いに平地が開け、森林も多く、琵琶湖の水源涵養、水質保全にも重要な地域となっている。

奈良時代中期には、聖武天皇により紫香楽宮が開かれ、1,260年の歴史を有し、近世に入って東海道が整備されると、水口や土山に宿場が置かれ、これらを中心に街道の産業や文化が栄えた。また、日本六古窯の一つに数えられる信楽焼や、甲賀忍術、中世城郭が有名で、寺社仏閣など貴重な文化遺産も数多く存在している。

近年は、京阪神と名古屋間の利便を生かし企業の進出や、京阪神のベッドタウンとして発展をしており、現在は約94,947人(平成22年4月1日現在)の人口を有する都市である。

このような本市において信楽町は、三重県・京都府とも隣接し、六古窯に数えられる伝統のある信楽焼と、平均標高380mの高原の盆地特性から、山の斜面を利用し栽培される朝宮茶は独特の香りや風味を持ち、日本五大銘茶として高級茶の伝統を守りながら、年間147万人の観光客を迎えているまちである。

しかし、近年、信楽町の人口は、合併当時の14,147人(平成16年11月1日現在)から現在の13,179人(平成22年4月1日現在)と合併した5町の中では最も減少している。特に農山村地域における人口減少は著しく、その要因としては、農林業の衰退と少子高齢化による、後継者不足、そして何より、都会との生活環境の格差も影響し、若者の都市流出によるものが大きい。

このことから、都市の快適さと農村の自然豊かな環境を合わせ持つ、村づくり生活環境の改善や後継者育成事業を行う。

まず、生活環境の改善では、京阪神流域の水源地域に住むものとして自然豊かな水環境に対する自覚を高め、公共水域の水質保全のために有効な施策として、公共下水道事業及び農

業集落排水の促進と合併浄化槽設置に支援することにより、清らかな水空間を取り戻し、環境負荷の少ない地域社会を再興するとともに、清らかな水と、快適で豊かな環境を次世代に残す。

また、後継者育成事業では、将来を担う子どもたちに、鮎の放流事業や作物の育成体験事業等を通して自然環境に対する自覚を高めてもらい、生まれ育った町で生活がしたくなる環境づくりを行なうとともに、現世代を担っている人たちにも環境保護の観点から、当地区の農山村地域で昔から里山によく生育し、人と共生してきた市の花でもあるササユリの保護活動をとおして自然環境の大切さを地域で再認識してもらい半自然半人工という日本の心と里山の原風景を再生する。

信楽町の公共下水道整備は、他事業で平成14年度から平成21年度までの8年間事業実施をいたしました。町域間のバランスを考慮し5年間休止しており、平成26年度より事業を再開することとなり、今後、事業の進捗を図っていききたい。

次に、水口町において近年では、大型店舗の商業施設の立地等と都市化が進んできており、生活様式・食生活の多様化などに起因し、家庭から排出される生活雑排水が公共用水域へ流入し、水質保全が困難な状況になってきている。また、農業用排水路に流入した汚水が農業用水として反復利用されている地域では、農業生産にも悪影響を与える一因ともなっています。

このような、生活形態の変化から都市型生活が浸透したことにより、住環境整備においても、清潔で美しいまちづくりの一環として下水道整備は必要不可欠な要素となってきている。

また、甲南町においても3年間の事業休止期間を設けており、平成25年度より事業を再開し、事業の進捗を図るため、公共下水道事業補助金と当交付金を併せて、積極的に公共下水道の処理区域を拡げ、全市一体的な汚水処理施設の整備を図ることで、水と緑に囲まれた豊かな自然と都市が共生できるまちづくりを行う。

(目標1) 汚水処理施設整備の促進(農業集落排水施設、浄化槽、公共下水道を整備し汚水処理人口普及率92%(平成21年度末)から94%(平成28年度末)に向上させる)

※前回までは信楽町のみの普及率で目標を立てていたが、甲賀市全域の普及率に変更しました。

(目標2) 信楽町における人口減少の抑制(平成22年4月1日現在 13,179人/平成28年度末 13,000人の維持)

## 5. 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

甲賀市では、市の汚水処理施設整備計画に基づき公共下水道事業・農業集落排水事業・合併浄化槽の設置を促進し、他事業(公共下水道事業・循環型社会形成推進事業等)と併せて取り組むことで公共水域の水質保全を図り、快適な環境のまちづくりの促進と人々が河川に親しみ、川と良好な関係を取り戻す水環境整備に取り組む。

## 5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

## 5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

農業集落排水事業 平成 18 年 5 月に事業採択。

公共下水道事業 昭和 60 年 1 月に下水道法による事業認可。

(直近の計画見直し時期は、信楽町(単独)平成 26 年 3 月、水口町・甲南町(流域)は平成 23 年 3 月となります。)

### [事業主体]

・いずれも甲賀市

### [施設の種類の種類]

・農業集落排水施設、浄化槽(個人設置型)、公共下水道

### [事業区域]

- ・農業集落排水施設 甲賀市信楽町 上朝宮、下朝宮、宮尻地区
- ・浄化槽(個人設置型) 甲賀市信楽町 長野、神山、江田、田代、柞原、中野、杉山、小川、小川出、西、多羅尾地区の各一部
- ・公共下水道 甲賀市水口町名坂、北脇地区の各一部  
甲賀市甲南町池田団地地区の一部  
甲賀市信楽町長野、勅旨地区の各一部

### [事業期間]

- ・農業集落排水施設 平成23年度～26年度
- ・浄化槽(個人設置型) 平成23年度～28年度
- ・公共下水道 平成26年度～28年度

### [整備量]

- ・農業集落排水施設 管路施設  $\phi$  150～200 L=2,395m  
処理施設 1カ所  
ポンプ施設 8カ所
- ・浄化槽(個人設置型) 43基
- ・公共下水道 管路施設  $\phi$  75～800 L=4,247m

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

農業集落排水施設 1,130 人 浄化槽 100 人 公共下水道 379 人

### [事業費]

- ・農業集落排水施設 610,000 千円(うち、交付金 305,000 千円)

・浄化槽	17,220 千円(うち、交付金 5,687 千円)
・公共下水道	772,900 千円(うち、交付金 385,200 千円)
・合 計	1,400,120 千円(うち、交付金 695,887 千円)

#### 5-4 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「里山の自然と人が共生する快適なふるさとまちづくり再生計画」を推進するため、以下の事業を総合的に行う。

##### (1) 環境教育の推進と環境保護

川遊びなどを通し、子供たちが生態観察を実際に体験することで、生物多様性を肌で感じ自然に対する関心を高め、人が自然と共生してきた長い歴史と、今後もこれを守り育てていく環境保全の大切さを学び、京阪神の水源地域に位置する者としての自覚を高める。

信楽町で減少傾向にある植物(ササユリ)の保護活動を住民参加により行い、地域住民の自然環境への認識を高め、里山の再生を図る。(事業主体、地域住民及び関係組合)

##### (2) 下水道の啓発活動

毎年、9月10日の「下水道の日」に合わせ広報等で下水道特集の掲載や、啓発パンフレット等を市民に配布することで、汚水処理施設に対する認識の向上と普及を図り、川へ流す生活排水を処理する事で、清らかな川を維持する。(事業主体、甲賀市)

##### (3) 公共下水道(昭和年 60 年 1 月に事業認可)

(直近の計画見直し時期は、信楽町(単独)平成26年3月、水口町・甲南町(流域)は平成23年3月となります。)

順次整備中(事業主体、甲賀市)

##### (4) 他の浄化槽設置事業(循環型社会形成推進事業)

順次整備中(事業主体、甲賀市)

## 6. 計画期間

平成23年度～28年度

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

市において総合的に達成状況の評価、改善すべき事項について検討を行い、計画終了後に、4に示す地域再生計画の目標と照らし、必要な調査を行い、状況を把握し、必要に応じて事業内容の見直しした後、公表する。

なお、法第5章の特例の措置を適用して行う事業については、甲賀市汚水処理施設整備連絡調整会議で、整備状況・維持管理・水質検査等が適切に行われているか掌握し、必要に応じて適切な措置をとるよう提言する。

## 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	関連事業	平成22年 基準年	平成28年 最終目標
目標1			
汚水処理施設整備の促進	汚水処理施設整備事業	92%	94%
目標2			
信楽町の人口減少の抑制	汚水処理施設整備事業	13,179人	13,000人

### 目標1

汚水処理施設整備の促進については、平成29年3月31日時点で農林水産省、国土交通省及び環境省に提出する汚水処理人口の普及状況に係る総括表により把握する。

### 目標2

信楽町の人口減少の抑制については、平成29年3月31日時点で甲賀市の住民基本台帳より把握する。

## 7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

市が評価終了後に市のホームページに掲載します。

## 8. 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

## 9. 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

## 10. 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし